

## 1 一般競争入札に付する物件

物件番号	所在地番	地目	地積	用途地域 建ぺい率 容積率	最低売却価格 (予定価格)	入札 保証金
R6-1-1	あきる野市小中野 字子生前 196 番 2	宅地	1,155.29 m <sup>2</sup>	第一種低層住居 専用地域 建ぺい率：40% 容積率：80%	24,500,000 円	735,000 円
R6-1-2	あきる野市戸倉 字上田 357 番 1	宅地	305.38 m <sup>2</sup>	指定のない区域 (市街化調整区域) 建ぺい率：40% 容積率：80%	3,150,000 円	94,500 円

## 2 売払いに伴う前提条件等（重要事項）

- (1) 売払い物件は、全て現況有姿での引渡しとする。なお、参加要領の内容や担当者の説明等と異なる事項があった場合は、現状有姿を優先とする。
- (2) 売払い物件は、公簿による売払いとする。
- (3) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第38条の規定に基づく地耐力調査は実施していないため、落札者において行うものとする。また、地質調査についても同様とする。なお、調査の結果、地盤沈下、土壌汚染、地下埋設物、その他隠れた瑕疵等が認められた際は、買受人において処理すること。  
発生した事項について、あきる野市は一切の責任を負わず、損害賠償等にも応じない。

## 3 参加資格

次の（1）から（6）までのいずれかに該当する者は、この入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）に該当する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項に該当する者で、一般競争入札の参加者の資格の停止を受けた日から2年を経過していない者
- (3) 本入札に関する事務に従事するあきる野市職員
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体及びその役職員又は構成員
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第5号に規定する指定暴力団等及びその役職員又は構成員
- (6) (4) 又は (5) に掲げる者から委託を受けた者及び (4) 又は (5) に掲げる者の関係団体

## 4 売却の方法

インターネット上にて紀尾井町戦略研究所株式会社が提供する公有財産売却システム（以下「売却システム」という。）を利用した入札による売却

## 5 入札の参加申込みに関する事項

この入札に参加を希望する者は、売却システムにより参加仮申込みを行った後、総務部

契約管財課に必要書類を郵送又は持参により提出すること。

(1) 参加仮申込み期間

令和6年4月4日午後1時から令和6年4月23日午後2時まで

(2) 必要書類の提出期限

令和6年4月30日午後5時（郵送で提出する場合は、当日の消印有効とする。）

(3) 必要書類

ア 公有財産売却入札等参加申込書 1通

イ 住民票（発行から3か月以内のもの、法人の場合は登記事項証明書（履歴事項全部証明書）。） 1通

ウ 委任状（代理人による入札の場合） 1通

6 入札保証金

(1) この入札に参加を希望する者は、あきる野市公有財産売却ガイドラインで示す方法により入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者においては無利子で契約保証金に充当し、落札者以外には無利子で返還する。なお、落札者が期限までに契約を締結しない場合には、その落札は無効とし、入札保証金は没収する。

7 入札

(1) 入札の方法

売却システム上で、入札形式により入札価格を登録する方法とする。

(2) 入札期間

令和6年5月7日午後1時から令和6年5月14日午後1時まで

8 開札

(1) 開札日時 令和6年5月14日入札期間終了後

(2) 開札場所 売却システム上

9 入札の無効

入札に参加する資格がない者の入札のほか、指定した事項に違反した入札は、無効とする。

10 落札者

落札者は、有効な入札を行った者のうち、最高価格をもって入札した者とする。なお、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、売却システムのくじにより落札者を決定する。

11 契約の締結

落札者は、令和6年5月21日までに別に定める様式の契約書により、売買契約を締結しなければならない。

12 売買代金の残金の支払

売買代金の残金は、落札金額から契約保証金の額を差し引いた額とし、令和6年6月20日午後2時30分までに一括して支払わなければならない。

13 所有権の移転及び物件の引渡し

- (1) 所有権の移転は、入札保証金が契約保証金に充当され、売買代金の残金を支払ったときとし、同時に、現状のまま物件の引渡しがあったものとする。
- (2) 所有権移転の登記は、あきる野市が囑託により行うものとする。なお、登記に要する登録免許税その他の費用は、落札者の負担とする。

#### 1.4 その他

- (1) この入札に参加を希望する者は、あきる野市が定める公有財産売却ガイドライン及び紀尾井町戦略研究所株式会社が定める売却システムに関する利用規約に承諾し、遵守しなければならない。
- (2) 売却システムの利用できる時間は、紀尾井町戦略研究所株式会社がサービスを提供している時間とし、システムメンテナンスなどの時間を除きます。
- (3) 参加申し込み開始後に、やむを得ない事情により、公有財産売却を中止することがあります。中止になったことにより、入札者などに損害が発生した場合、あきる野市は損害の種類及び程度にかかわらず責任を負いません。
- (4) 売却システム及び入札保証金をクレジットカードで納付するためのクレジットカード決済システムの不具合等により、入札者などに損害が発生した場合、あきる野市は損害の種類及び程度にかかわらず責任を負いません。